

# 消費生活センターだより

平成30年12月発行

## 「うそ電話詐欺」にご注意ください！

山形県警では、特殊詐欺に「うそ電話詐欺」とキャッチフレーズを付けて、電話による詐欺被害がなくなるように取り組んでいます。最近、県内で「うそ電話詐欺」が急増しており、上山市内にも不審な電話が実際にかかって来ています。

被害件数や金額が多い「うそ電話詐欺」を3つ紹介します。

### ！ オレオレ詐欺 ！

「子どもの声でないとはわかるはず」と思っていないませんか？ 犯人は巧妙な手口で、不祥事を起こした子どもを助けるため…と冷静な判断ができない状況に追い込みます。「勤務先の上司」「弁護士」等をかたった電話が次々に来て、考える余裕を与えられないこともあります。



消費者庁イラスト集より

### ！ 架空請求詐欺 ！

「未納料金がある」「あなたの口座が詐欺に使われた」「個人情報が流出している」等、様々な理由でお金やキャッシュカード等を要求します。電話が来るほか、「裁判になる」等と公的機関をかたってハガキや電子メールを送り、書いてある（犯人の）連絡先に電話をかけさせる手口も多いです。

### ！ 還付金詐欺 ！

市役所等の公的機関をかたって、税金や医療費について「還付金がありますのでATMで手続きしてください」等と電話し、ATMを操作させて、犯人の口座へお金を振り込ませます。還付金の受け取りにATMを操作することはあり得ません。



## 電話でのお金の話は、必ず相談！



- ◎ どんな場合でも、多額のお金がすぐに必要になることはほとんどありません。お金を「振り込む・宅急便やレターパックで送る・見知らぬ人に渡す」前に、必ず誰かに相談しましょう。
- ◎ オレオレ詐欺対策に、家族の「合言葉」を決めておきましょう。また、元から知っている電話番号に連絡して確かめましょう。

～迷った・困ったときは、消費生活センターにご連絡ください～



またはこちらへ → 警察相談専用電話 ☎ # 9 1 1 0 全国共通短縮ダイヤル

## 若者たちも狙われています！



2022年4月、成年年齢が18歳に引き下げられます。契約を取り消せる「未成年者取消権」の保護を受けられる年齢も下がり、高校三年生でも悪質商法のターゲットになりかねません。消費者トラブルについて知識を増やし消費者意識を高めていくことが、被害防止に役立ちます。

### ～若いうちから消費者力向上！☆ 消費者トラブルを知ろう～

#### 若者によくあるトラブル・・・無料体験のはずなのに・・・

「今だけ無料体験」「初回限定100円」等と大きく書かれた広告を見たらどう感じますか？ お得だから試すだけなら…と思っても、次のようなトラブルが起きることもあります。

- ◆ インターネットでエステ無料体験の広告を見て、ちょっと興味があったので申し込んだ。無料体験の後、別室に案内され数人の店員に囲まれて数10万円のコースを強く勧められた。帰れない雰囲気になり断りきれずに契約してしまった。
- ◆ SNSで「500円で美肌になる体験モニター募集」という広告を見て、500円ならと申し込んだ。体験の後「このままでは肌が将来ボロボロになる。」と言われ3か月30万円のコースを勧められた。「高額で払えない」と断っても「分割払いもできる」「モニターの割引料金は今日だけ」等と長時間に渡り勧誘され、エステとクレジットの両方を契約してしまった。

#### ・・・注意点・・・

- 「無料」「低額で体験」とあっても、その後に高額なサービスや商品の購入を迫られる場合があります。無料サービスを受けてしまうと断りにくくなるものですが、不要な契約ははっきり断りましょう。断る自信がない人は、安さにつられて困った状況にならないように気をつけましょう。
- 「今だけ割引」等と急がされても、その場で契約せず、冷静に本当に必要なのか、よく考えましょう。ローンや借金までしないとできない契約なら尚更です。

家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

### 消費者ホットライン ☎188（いやや！）

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

#### 「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



消費者庁イラスト集より

#### ○事業者との契約に関するトラブル ○架空請求・不当請求

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内 ☎023-672-1111 内線 115